

令和2年第5回小国町議会臨時会会議

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和2年11月30日(月)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年11月30日 午前 11時00分

1. 閉 会 令和2年11月30日 午前 11時25分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 江 藤 理一郎 君

6番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 11月30日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前11時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 11. 30)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

あつという間に11月も終わろうとしている状況です。今年は新型コロナウイルスの流行から豪雨災害、暑い夏、それから農業のほうではウンカの被害など、まだまだ何も解決していないというのが実感であります。実際に困ってらっしゃる方々が、たくさんいると思われまます。我々議会のほうも気を引き締めて活動を行っていききたいというふうに思う次第でございます。

さて、大変お忙しい中に、令和2年第5回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申しあげましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

なお、1番、時松昭弘議員より、入院中のため欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

お忙しい中にも関わりもせず、第5回小国町議会臨時会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先ほど、議長からも、副議長が入院のため御欠席ということをお聞きいたしましたけれども、改めてお見舞いと、早期に完治することを心から御祈念しているところでございます。

明日から12月に入ります。年末迎えて皆様方本当にお忙しいところと思ひますけれども、住民の要望にお応えして、現地の視察をなさるなどして、皆様方の御尽力も改めて敬意を表するところでございますけれども、町も年末前にしっかりと皆様と一緒に、また来年に向かって、それからその後に向かってしっかり町行政進めてまいりたいというふうに思ひますので、御指導のほう、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま、出席議員は9人です。定足数に達していますので、令和2年第5回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前11時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 江藤理一郎君

6番 大塚英博君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第7号 令和2年度小国町一般会計補正予算(第10号)について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、改めまして、議案集は1ページをお開き願いたいと思います。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年11月30日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお開きください。

専決第7号 専決処分書

令和2年度小国町一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月16日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第7号と書いてあるものをお開きください。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算(第10号)

令和2年度小国町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2千313万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月16日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をいたさせます。

総務課長(小田宣義君) 皆さん、おはようございます。では、私から、専決内容の説明をいたし

ます。4ページをお開きください。

歳出項目は総務管理費の中の1一般管理費になります。この管理費を総額で647万8千円増額したものでございます。増額の理由といたしましては、11月1日付で福岡県福岡市から1名の職員が、派遣職員として小国町で勤務をしていただいております。

町長のほうから、全国知事会に派遣依頼を行い、これに福岡市が手を挙げていただいております。11月1日には職員の取り扱いに関する協定を交わしております。この派遣職員の取り扱いに関する協定に基づき、職員の手当、給与負担金、住宅賃借料及び生活に必要な備品等の購入を専決させていただきました。なお、この福岡市からの職員の派遣期間は令和4年3月31日までとなっております、この専決は令和3年3月31日までの費用となっております。

この財源といたしましては、全額、前年度繰越金を充当させていただきました。ただし、前回専決時にも説明をさせていただきましたが、12月に実施される特別交付税の聞き取り調査で認められれば、対象額の80%は特別交付税を受けることができます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより、承認第7号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 今言われました、福岡市との職員取り扱いに関する協定というのは、中身の部分は壱岐市のものと同じなのか、それとも違いがあればその違いを御説明ください。

総務課長（小田宣義君） はい、同じでございます。違いというのは期間だけで、内容的にはこの統一で、多分どこの派遣の町村も、こういった様式を使用しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 給与負担の割合は、福岡市と小国町は何対何になりますか。

総務課長（小田宣義君） 給与は全額、小国町持ちでございます。

5番（児玉智博君） のちに議題になります一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、これがもし、成立した場合は給与負担金というのは変わってきますか。

総務課長（小田宣義君） はい、お答えいたします。

その基準に基づいて計算しますので、当然、変わってきます。ただ、この予算では、一応負担金は520万円計上させていただいておりますけれども、仕事の超過勤務がある程度概算で今計上させていただいております。ですから、3月議会になれば、もう少し金額が確定すると思われるので、この金額で足りる場合は減額、足りない場合は補正をまたお願いする思いでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第7号:令和2年度小国町一般会計補正予算(第10号)について)、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長(松崎俊一君) 日程第4、「議案第50号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集は、3ページをお願いいたします。

議案第50号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、国の令和2年人事院勧告に伴い一般職の職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当額の改定を行う必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

総務課長(小田宣義君) それでは、私からは内容の説明をさせていただきます。

今年も国及び県がラスパイレス比較により、人事院の勧告を行っております。この勧告制度は職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられている制度でございます。これに基づき民間給与との格差を解消することを目的に小国町の職員の期末手当0.05月分の引き下げをお願いするものでございます。これにより職員、それと会計年度職員、総額で約215万円が減額となります。

資料の50で改正に伴う条文、総務課資料1では、新旧対照表をつけさせていただいております。改正箇所には線を引いてございますけれども、130が125になったというのが、主な改正でございます。来年の4月1日から、その0.05分の期末手当を半分に分けて0.025分で計算をするという条文でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第50号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 今、日本経済が非常に停滞しているということで、人事院勧告がこの間ずっと増額でしばらく来ていましたけれども、久しぶりにこの減額というふうになったわけですが、主な原因は、この新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の停滞というところだと思います。

ところが、自治体職員の中でも、新型コロナウイルスを小国町に入れないと、そのために頑張っている方がいらっしゃると思うのですが、例えば、保育園職員これはずっと学校も2カ月くらい休校になったわけですが、そのときもやっぱり働く親御さんたちのために、保育園を開け続けてらしたわけですね、やはりそういう子供を預かる以上は、保育園の中で感染を拡大させないために、努力されていると思います。してないことはないと思います。やはりその保育園職員の仕事の大変さというか、仕事の量というのは明らかに増えているんじゃないかと思います。

基本的に先生方は県費からですが、会計年度任用職員には生活支援員の方、あと中学校は教育補助をされている学習支援員、町費で雇っている人もいます。そういう人もやはり学校の中で、感染症を出さないと、特に学習支援員、生活支援員の方というのは、とりわけ補助が必要な児童、生徒のサポートに付くわけですから、やはりそういう手洗いうがいとか、マスク着用とか、そういう部分で担う仕事量というのは増えていると思います。私はそう思うのですが、実際、現状としては、どういう状況にあるのか、それぞれ御説明願います。

保育園長（河津公子君） はい、お答えいたします。

2月からコロナ禍になりまして、大変、私たちも緊張して毎日を過ごしております。でも、保育園で3密を避けるというのは、まず、できません。子どもが泣いていれば抱っこしますし、おんぶして寝せることもあります。給食も目の前で食べさせるということが日常的に起こって、これは避けることができません。

だったら何ができるかと、私たちができることは健康管理であること、それから出勤したら手洗いうがい、それから1時間おきに窓を開けますという換気をする、天気がいいときはなるべく園外のほうに出ましようというふうな職員一同の話し合いをもとに、そのような感じで、お陰様でと言ったらおかしいかもしれませんが、子どもたちもその手洗いうがい消毒が定着しておりますので、例年に比べると風邪をひく子どもさんが少ないなというふうなことを感じておりますので、給食のほうも、緊張して一生懸命毎日作ってくださっていますので、地産地消をもとに、おいしい給食をとということで、提供してもらっている、保育園としては職員も発熱で休むということもほとんどありませんし、やっております。

以上です。

教委事務局長（木下勇児君） 今、保育園長も申したように、学校教育関係では町費としては、生

活支援の先生、学習支援の先生おられますが、その先生方も含めて学校の教職員皆さんでやはりコロナ感染症の対策には取り組んでもらっています。その方だけが特化しているわけでもないし、みんなでもちろん対応していく形になっております。併せて県のほうからも10月になってからですが、プラスの支援員の方も県費で、小・中学校に1名ずつ雇用をしていただいております。

また、それ以外にも地域学校協働活動の関係で、いろんな方がボランティアで朝の検温を協力してもらったりとか、そういう形もしておりますし、当然、みんながコロナの対応のために、プラスアルファの業務は出てきているというのは事実だというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりそれぞれ、保育園、学校、特にオールフォーザネクスト、次世代を担う子どもたちを育てるための人たちが、それぞれこれ通告していませんでしたので、通告していればもうちょっと詳細な答弁もいただいていたかと思うのですが、しかし、仕事量が増えて、常に緊張状態で職務に当たられているということだと思います。

そのほかにも、特に福祉課なんかの保健師の方たちも、町全体でそういう感染症対策の取り組みという部分では、仕事量が増えて、緊張した状態になっていると思います。さらに付け加えれば7月豪雨で、町長はじめ、着替えだけに家に帰る状況とか、なかなか休みを取れないとか、そういう復旧復興のために建設課をはじめ、大変な状況があったというふうには聞いております。

そういう中で、人事院勧告というのがあるのは分かりますが、ただ、やっぱりコロナとかあるいは7月豪雨とか、いわゆる複合災害のような状況の中で、やはり町民の健康やあるいは命、暮らしを守るために、必死に頑張っている人たちの期末手当ですよ。期末手当というと仕事の苦労に報いるために支給するものだと思うのですが、それを減らすのが一律に全職員を減らすのがいいのかと。

先ほどの専決処分の話ですけれども、こちらから頼んで、派遣が来ていただいた職員の給料も減らすわけですね、それが果たして本当にいいのかと思います。これはやっぱり町独自の判断というのはできなかったのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） はい、お答えしたいと思います。

個々を見れば、一概に減らすことがいいのかと、それは、結構厳しいかもしれませんが、結局これは、もともと勧告自体がかなりの労力と調査をもってしております。じゃあこの災害時に、そういう事務ができたのかとなったらそれは難しいと思います。そのために今まで、町で独自でできれば、町で独自で給与表を上げるとか下げるとかそういう話もできると思いますけれども、基本的には小さい町村ではなかなかできない、ですから、国及び県の勧告を受け入れてきた経緯がございます。思いは本当、よく分かりますけれども、そこまでは考えておりませんでした。

5番（児玉智博君） 会計年度任用職員というのは、小国町の場合はパートタイム会計年度任用職員だけあります。フルタイムの方は雇用はなされておられません。そもそもその、会計年度任用

職員という制度を導入したのは、やはりその同一労働同一賃金という理念に基づいて、期末手当も会計年度任用職員になれば支給することができるということで導入をされたわけであります。6月にはその支給をされたわけでありますが、しかし、同一労働同一賃金とはいえ、それは働く時間というのが短いとはいえ、やはり基本的には受け取る給料というのは、正規職員よりも少なくなっているわけです。これはやはりこのパートタイム会計年度任用職員の収入に臨時保育士とか、あるいはさっき言ったような教育委員会のほうの学習支援員、生活支援員、そういう人たちの影響を回避するようなそういう配慮というのはできなかつたのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） はい、先ほどから答えましたとおり、基本的には会計年度任用職員、職員並みにということで、職員と同一労働同一賃金の原則でやっております。その勧告が一緒に出ておりますので、そちらのほうの検討はうちとしては行っておりません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第50号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

世界的なコロナ禍により、世界経済が、大変冷え込んでいる状況、また、その民間においても雇い止めであったりとか、あるいはボーナスが減額される、あるいはその支給されないというような厳しい状況にあることは十分理解をするものであります。しかし、その一方で自治体職員の仕事というのはその地域の住民の健康、命を守ることであります。実際、その使命を果たすために小国町職員の中にも、大変それに邁進をされている方が実際いらっしゃるということが、質疑でも明らかになったのではないかと思います。

そのコロナの影響、あるいは7月豪雨からの復旧復興のために精一杯頑張っている職員について、その苦勞に報いるための期末手当の減額というのはやはり、私はやるべきではないと思いますので、反対をいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 江 藤 理一郎 君

6番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を11月30日の1日間とする。

1.	承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 7 号：令和 2 年度小国町一般会計補正予算 (第 10 号) について) 令和 2 年 11 月 30 日 承 認
1.	議案第 50 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 令和 2 年 11 月 30 日 原案可決

小国町議会会議録
令和2年第5回臨時会

令和2年11月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119